

○国家公安委員会規則第五号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年四月十日

国家公安委員会委員長 泉 信也

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十二条の二」を「第百八十二条の三」に改める。

第百八条の見出し中「任意の家宅搜索」を「人の住居等の任意の搜索」に改め、同条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第百三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 司法警察員は、刑訴法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について第一項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、刑訴法第二百九条の規定により準用する刑訴法第七十八条第一

項の申出ができる旨を教示しなければならない。

第六十八條第三項中「深夜に」の下に「又は長時間にわたり」を加える。

第八十二條の二第一項中「逮捕又は勾留（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三條第一項の規定による請求に基づく同法第十七條第一項の措置を含む。次項において同じ。）により身柄を拘束されている」を削り、「取り調べたとき」の下に「（当該取調べに係る事件が、第九十八條の規定により送致しない事件と認められる場合を除く。）」を加え、同條第二項中「逮捕又は勾留の理由となつてゐる」を「逮捕又は勾留（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三條第一項の規定による請求に基づく同法第十七條第一項の措置を含む。）により身柄を拘束されている被疑者又は被告人について、当該逮捕又は勾留の理由となつてゐる」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 取調べ状況報告書及び余罪関係報告書を作成した場合において、被疑者又は被告人がその記載内容を確認したときは、それを証するため当該取調べ状況報告書及び余罪関係報告書の確認欄に署名押印を求めるところとする。

第八十二條の二に次の一項を加える。

4 第八十一条の規定は、前項の署名押印について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨」とあるのは、「その旨及びその理由」と読み替えるものとする。

第八章中第八十二条の二の次に次の一条を加える。

(取調べ室の構造及び設備の基準)

第八十二条の三 取調べ室は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 扉を片側内開きとするなど被疑者の逃走及び自殺その他の事故の防止に適切な構造及び設備を有すること。

二 外部から取調べ室内が容易に望見されないような構造及び設備を有すること。

三 透視鏡を備え付けるなど取調べ状況の把握のための構造及び設備を有すること。

四 適当な換気、照明及び防音のための設備を設けるなど適切な環境で被疑者が取調べを受けることができる構造及び設備を有すること。

五 取調べ警察官、被疑者その他関係者の数及び必要な設備に応じた適当な広さであること。

別記様式第十六号から別記様式第十八号までを次のように改める。

取調べ状況報告書		
警察署	年 月 日	
司法警察員 殿	警察署	
司法	印	
取調べ状況を次のとおり報告する。		
被疑者・被告人氏名等	(年 月 日生)	
逮捕・勾留の有無及び罪名	有・無	
取調べ年月日	年 月 日	
取調べ時間	: ~ :	: ~ :
休憩時間	: ~ :	: ~ :
取調べ場所		
取調べ担当者氏名		
被疑者供述調書作成事実	有・無	通
通訳人の有無及び通訳言語	有・無	
その他参考事項	有・無	
年 月 日		
氏名		印

注意 1 各欄の該当部分に丸印をつけること。
 2 被疑者供述調書作成事実欄は、被疑者が逮捕又は勾留されているときは、逮捕又は勾留の理由となつている犯罪事実に係るもの限り記載すること。
 (用紙 日本工業規格A4)

<h2 style="margin: 0;">余罪関係報告書</h2>		
警察署 司法警察員	殿	年 月 日 警察署 司法 印
余罪に係る被疑者供述調書を作成したので、次のとおり報告する。		
被疑者・被告人氏名等	(年 月 日生)	
逮捕・勾留罪名		
取調べ年月日	年 月 日	
被疑者供述調書作成事実	有・無	通
	罪名	
その他参考事項	有・無	
取調べ時間、取調べ場所、取調べ担当者氏名、通訳人の有無等については、別添の取調べ状況報告書に記載のとおり。		

年 月 日	氏名	印
-------	----	---

- 注意
- 1 各欄の該当部分に丸印をつけること。
 - 2 取調べ状況報告書の謄本を添付すること。

別記様式第18号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百三十条の改正規定、第八百八十二条の二の改正規定及び別記様式第十六号から別記様式第十八号までの改正規定 平成二十年九月一日

二 目次の改正規定及び第八章中第八百八十二条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十一年四月一日
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する取調べ室（この規則の施行後に改築を行ったものを除く。）については、当分の間、この規則による改正後の犯罪捜査規範第八百八十二条の三の規定は適用しない。